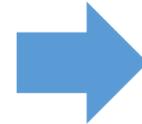


合議体の構成等について

大阪府行政不服審査会部会委員名簿（現 行）

部 会	合議体を構成する委員	担 任 事 務
第 1 部 会	高 島 淳 子	税等に係る審査請求事件
	野一色 直 人	
	松 村 信 夫	
第 2 部 会	野 田 崇	児童福祉等に係る審査請求事件
	松 村 信 夫	
	空 席	
第 3 部 会	曾 和 俊 文	生活保護等に係る審査請求事件
	前 田 雅 子	
	矢 倉 昌 子	
第 4 部 会	衣 笠 葉 子	生活保護・児童福祉等に係る審査請求事件
	野 田 崇	
	松 村 信 夫	



大阪府行政不服審査会部会委員名簿（改正案）

部 会	合議体を構成する委員	担 任 事 務
第 1 部 会	高 島 淳 子	税等に係る審査請求事件
	野一色 直 人	
	松 村 信 夫	
第 2 部 会	衣 笠 葉 子	生活保護・児童福祉等に係る審査請求事件
	野 田 崇	
	松 村 信 夫	
第 3 部 会	曾 和 俊 文	生活保護等に係る審査請求事件
	前 田 雅 子	
	矢 倉 昌 子	
第 4 部 会	各部会での調査審議状況を勘案し、会長が定める者	各部会での調査審議状況を勘案し、会長が定める審査請求事件

※1 下線部は改正箇所を示します。

※2 この名簿は、各部会の基本的な構成等(部会を構成する委員及び部会の分担)を示したものです。各部会を構成する委員については大阪府行政不服審査会条例第7条第1項の規定により、各部会で取り扱う審査請求事件については大阪府行政不服審査会運営要領第2条第4項の規定により、審査庁(知事)から審査会に諮問があった時にそれぞれ会長が定めます。